

屋号語彙研究ノ一ト

岡野信子

はじめに

村落の小集落内では、家々を呼ぶのに、姓を言わずに通称を言う所が多い。同姓の多い集落では、姓では家々を弁別しかねるためである。また同姓がさして多くなくとも、姓を持つ以前から呼びなれた通称のほうが、何やらしっくりする、姓で呼ぶのは格式ばつてよそよそしい、といった心情も、村の人々にはある。

集落内における家の通称は、通常、その家の一特徴——たとえば戸主の名、職業、あるいはその居住場所——を言う。したがつて、その特徴に変化が生じれば、その通称も変わると考えられる。事実、そのように、流動的な通称で呼んでいる集落もあるが、一方には、いったん命名された名を固有名詞として、家の実態にかかわらず伝承している集落も多い。このような、伝承性の根強い家称語は、地域によって、ヤゴ(コ)——(屋号)、イエナ(家名)、あるいはカドナ(門名)と呼ばれる。

また集落によっては、ある時期の戸主のあだなを、その家の代々の家称語としている。これの名は、アザナ(渾名)、あるいはシコ

ナ(ヒコナ)と呼ばれる。

私は、あだなをも含めてひとまず「屋号」と呼び、この稿の記述を、つぎのように進める。

- 一 屋号語彙の構造
- 二 屋号語の成りたちと語形成
- 三 屋号語の音声相
- 四 屋号語彙の映す村落文化
- 五 屋号語彙に見られる村落社会心理
- 六 屋号語彙の地域差

(1) 東北・関東・北陸では、ヤゴ¹⁾と言う所が多い。島根県や大分県にもヤゴ²⁾と言う所が多い。杉村孝夫「壱岐の屋号・門名」『福岡教育大学国語国文学会誌』23、一九八一)によれば、長崎県の壱岐島では、浦では屋号、舩(農村部)では^{かどな}門名と言う。

(2) 早川孝太郎「家名のこと」『民俗学』3の12、一九三二)に「三河の北設楽郡から、信州の下伊那郡あたりでは、家名は文字どおりエナ又はエーナと謂うて居る。(中略)更に上伊那郡の北端地方から松本平へは入つても、エ、ナ又はエー

ナで通つてゐる。」とある。

『宮良當壯全集』15(第一書房、一九八二)によれば、沖繩県の八重山諸島では、「ヤー・ヌ・ナー(家の名)」である。

(3) 山口県ではカドナが主であるが、ヤゴトと言う所もある。

山口県厚狭郡楠町船木の人々は、農村部の家称語はカドナ、町筋の家称語はヤゴトだと言う。学生の教示によれば、対馬北部でもカドナと言う。

(4) 秋田市新屋町船場町など

(5) 萩市の見島、大島など

(6) 静岡県浜名郡新居町(山口幸洋「あだ名で呼びあう町」『言語生活』85、一九五八)

一、屋号語彙の語彙構造

一集落の屋号語の総体が、それぞれの集落の屋号語彙である。これを命名視点によって分類してみる。

たとえば、秋田県河辺郡雄和町女米木字川崎(二二戸)の屋号は、二二戸が初代の戸主名で(まれに二代目の戸主名もある)、一戸のみが、「カンズィエ(鍛冶の家)」と、職業名である。川崎にかぎらず、秋田県・山形県の日本海がわの農漁村の屋号語彙は、個人名屋号を主とする簡素な構造のものである。

一方、中国地方の日本海島嶼の集落では、その戸数も多く、屋号語彙の構造は一般に複雑である。その実態はすでに幾度か報告させていただいた。ここには省略して、諸島の屋号語彙を整理して得た

分類項目をあげ、いくらかの説明を添える。

I 人名を言う屋号

これは分布が限られていて、萩市の見島・相島・大島、長門市青島東部の通集落および萩市・長門市の沿岸漁業集落にある。

1 男性名を言うもの

多くは初代の戸主名、ときに、いわば中興の人の名が屋号となつて残っている。

2 女性の名を言うもの

男性名屋号にくらべれば、はるかに少ない。屋号に名が残っているのは、なんらかの点で、人々の話題に上ることの多かった女性のようなのである。養子取りの女性、あるいは早く夫を亡くした女性の名が屋号となつていることもあるが、かならずしもそれにかぎらない。

3 父子や夫婦の名を合わせたもの

農業を主とし、戸数も少ない相島には、これはない。

4 姓と戸主名を合わせて簡略に言うもの

オカサン(岡村三蔵)など、多くは四拍じたてである。これも相島にはない。

I' あだな屋号

初代またはある時期の戸主のあだなをそのまま屋号として呼んでいるものがある。これも相島には見られない。あだなには、容姿・風貌のマイナス特徴を言うものとともに、その人物のことばの特徴をとらえたものが多い。たとえば、「ナンテヤ(なんだって)。」

と、常にことわけを聞きたがった人の家の屋号はナンテン△大島▽である。また「メシ クー カイ(飯を食うか)」を口ぐせとした老爺の家はクーカイ△見島▽と呼ばれた。

II 居住場所に注目した屋号

- 1 地名・地形・地相を言うもの
- 2 位置を言うもの
- 3 目標物を言うもの
社寺・堂祠・溪流・岩石・樹木などを言う。
- 4 居住場所の由緒を言うもの

たとえばダイバ(台場)△大島▽は、もと、藩の砲台のあった場所にある家の屋号である。

II' 出身地や、一時期の移住地の名を言う屋号

初代は四国から来たという家をシコクヤ(四国屋)と呼び、一時期、下関に出ていた家をバカン(馬関)と呼ぶたぐいである。

III 家に注目した屋号

- 1 家格を言うもの
センシヨヤ(先庄屋)△相島▽、グベン(分限者)△見島▽、またコーボーサ(弘法大師をまつる家)△見島▽などがある。
- 2 本家・分家と言う普通名詞即屋号であるもの
ホンケ(本家)・ヘヤ(部屋)・シンタク(新宅)、デミセ(出店)などがある。
- 3 家の新古を言うもの
フルヤ(古屋)・ニーヤ(新屋)・アタラシヤ(新し屋)など。

屋号語彙研究ノート

「屋」は「家」かもしれない。

III' 家屋の状況に注目した屋号

イグラ(瓦ぶきの家)△相島▽や、カギヤ(鍵の手になった家)△大島▽などがある。
なお、IIIとした「家の新古」の「新」のばあいは、建物の新しさをの注目でもある。

IV 職業に注目した屋号

- 1 職業名を言うもの
イーダヤ(桶屋)、イタバ(ろうそく製造の油をしめていた家)△大島▽など。
- 2 生業に関するもの
オーバラヤ△長門市青海島、通▽は、煮干し製造を手広く営んでいる家の屋号である。オーバラ(大きな平ざる)で、家業の盛んな様を象徴している。

3 持ち船の名を言うもの
回漕業の家の屋号である。ときに網元の家の屋号にもある。

- 4 船宿が、常連の船頭の生国名を屋号とするもの
イズモヤ(出雲屋)△下関市竹の子島▽、ホコクヤ(北国屋)△萩市見島▽などがある。

この類は、さきのII内のものとも考えられる。

V 縁起を祝う屋号

これは自家からの名のり屋号にのみ見られる。鳥根県隠岐郡五箇村には、カメヤ(亀屋)、オーキヤ(扇屋)など多い。山口県の日本海島嶼には名乗り屋号はない。

Ⅶ 二つの命名視点を持つ屋号

ミーダイクハ見島Vは、「峯松という名の大工の家」であり、キユーベーヒサハ大島Vは、「久兵衛（屋号）を本家とするヒサの家」である。このほかにも、二つの命名視点を持つ屋号は多い。

中国地方の日本海島嶼の屋号語彙の構造は、このようになり複雑である。他地には、さらに複雑な構造のものもあるかもしれない。が、いかに複雑に見えるものも、その命名視点を大きく分類すれば、「人」と「土地」と「家」と「生業」とである。それぞれの集落の屋号語彙の構造は、この中のどれを主とするか、あるいはどれを欠くかによって特色づけられる。

(一) ① 山口県西部域の屋号語彙について 第三回広島方言研究所ゼミナール 一九七四

② 山陰西海諸島の家称語彙 『日本文学研究』11 一九七

五

③ 屋号語彙 『長門市史』民俗篇 一九七九

④ 山陰島嶼の屋号語彙 第九回広島方言研究所ゼミナール

一九八〇

⑤ 日本海中国島嶼の屋号語彙 『言語生活』360 一九八一

⑥ 山口県日本海島嶼の人名屋号語彙 第一回広島方言研

究所ゼミナール 一九八二

二、屋号語の成りたちと語形成

Ⅰ 転用の固有名詞

屋号語は、名のり屋号を除けば、おおむね他の語彙分野の語を転用したものである。すなわち、人名、地名、地形語や位置語、本家称・分家称、職業名などが、「家」を言う固有名詞となっている。屋号語の一特徴である。

Ⅱ 単要素屋号と複要素屋号

タオ(峠)、フルヤ(古屋)のように、命名視点が一つである屋号を単要素屋号、ニシノヘヤ(西の部屋)、タオニサ(峠のニサの家)のように、二つの命名視点を持つ屋号を複要素屋号とする。複要素屋号の造語される事情は、その前後要素の関係におのずから示される。

Ⅲ 複要素屋号における前後要素の関係

一 集落内の複要素屋号群の中には、同一後部要素を持つものがある。たとえば萩市相島に、マエノオニシ(前の大西)とサキノオニシ(先の大西)とがある。両家は本家分家関係の家ではないが、ともに、オニシと呼ばれるにふさわしく、集落の西端にある。家の成立は、マエノオニシが古い。集落の西端の家がこの家だけであった時期には、おそらく、単にオニシと呼ばれていたであろう。後に、近くに新しい家ができた時、人々は両家を区別するために、前部要素を冠して言うようになった。マエとサキとは、時間を言う語であろう。あるいは位置を言う語かもしれない。職業名に人名を冠した、スケンカズイ(助鍛治屋)とゴンゼンカズイ(五左衛門鍛

治屋) 八山形県飽海郡遊佐町吹浦Vなども同類である。

これらとはやや異なつて、たとえばオニサ(峠のニサの家) 八長門市、通Vがあつて、これと一対となるべき屋号が現存しないことがある。この類は、対応する屋号の家があつたものではあつたものか、あるいは別の発想で、単独にもこの形式の屋号を造語したものか、今は明らかでない。

一方、キューバーヒサとキューバーマサとは、久兵衛家を本家とする、ヒサの家であり、マサの家である。これらは前部要素で本家を明らかにしている。本家明示の複要素屋号には、フダバノホンケ(札幌の本家)とフダバノヘヤ(札幌の部屋) 八長門市Vのように対応するものと、ドテ(土手)とドテノヘヤ(土手家の分家) 八山口県豊浦郡角島Vのように対応するものがある。

萩市の見島・大島、長門市青海島^{かよ}通の複要素屋号には、ギサツ一(利三郎とツウの家)・オマンリキ(オマンと力ノの家)のように、夫婦名を合わせたものがある。これらの前後要素の關係は、並列、すなわち同一次元のものであろう。ところで、これらの島々には、父子の名を合わせた屋号もある。このばあいは、父と子が協力して漁業を営んでいる時期の命名ならば、「誰と誰の家」の発想のものであろう。父の死後の命名であるならば、「誰の子である誰の家」との発想のもので解すべきであらうか。

このほか、単要素屋号に準じる、カムカ(川向い)やテランシタ(寺の下)の類もある。

複要素屋号における前後要素の關係の多様なところには、村落社会の人々の、屋号造語の自由潤達な精神を見ることが出来る。

IV 屋号語の接辞

1 接尾辞

(1) ヤ(屋)

原則として接尾辞ヤ(屋)を持つのは、家に注目した屋号と職業を言う屋号とである。ミードイク(峯松大工の家)のように、「人名+職業名」形式のものにはヤ(屋)は添えない。

居住場所を言う屋号はヤを持たないのが一般であるが、ときにハマヤ(浜屋)などもある。これは命名時は商店だったのかもしれない。出身地を言う屋号はヤ(屋)を有し、ある時期の出先地を言う屋号はヤ(屋)を持たない。

人名屋号のヤ(屋)の有無には、集落差、あるいは地域差が認められる。諸家のご発表のもの、ならびに私のこれまでの調査では、東北・関東・北陸・東海地方の人名屋号には、接尾辞ヤはほとんど見られない。九州の岩岐対馬の人名屋号にもヤ(屋)は見えない。

一方、山口県の人名屋号はヤ(屋)のあるのが一般であるが、萩市の見島本村や大島の人名屋号には、ヤ(屋)を持つものが少ない。

²⁾ 沖繩諸島では、どの種類の屋号にも、本家屋号の末尾はja、分家屋号の末尾はgwのものが多い。「宮良當壯全集」15には、八重山の士族の屋号のヤーには「家」が当てられ、平民の屋号のヤーには「屋」が当てられている。

(2) エ(家)

秋田県や山形県では、屋号が人々の口口のぼる時は、「オドエサエク(音の家に行く)」のように、エを添えて言うことが多い。ただし、屋号の指示には、「オド(音)」「カエン(勘右衛門)」のよ

うに、エを添えずに言いがらである。山形県飽海郡遊佐町吹浦の一女性は、二拍屋号にかぎって、「トメエ(留の家)」「トヨエ(豊の家)」と教示した。エは、不安定な屋号接尾辞のようである。

(3) 「様」系の接尾辞

「様」系の接尾辞に、サマ・サン・サ・マ・チャがある。本来は尊敬や親愛の人称接尾辞であるが、それらを添えたものが屋号語ともなっている。

サマは、ホーインサマ(法印様)△秋田県河辺郡▽やミヤモリサマ(宮守様)△群馬県利根郡▽のように、神仏関係の屋号に添えることが多い。新潟県などでは、サン・サを、人名屋号にかぎらず、広く屋号一般に添えるようである。山口県の日本海島嶼には、サを添えた屋号は、イワミサ(石見守という神官の分家)△見島▽などの、一、二例を見るのみである。

接尾辞マを持つ屋号は、山形県の吹浦で、「インズイロマ(円次郎老の家)」などを聞いた。チャは吹浦では女性名屋号に添えることがあると聞いたが、酒田市新堀には、男性名に添えた屋号キシロチャ(喜四郎さんの家)もあつた。

(4) 「殿」系の接尾辞

クロベドン(九郎兵衛殿の家)△秋田市新屋▽、キヒチド(喜七殿の家)△酒田市新堀▽などを聞いている。

2 接頭辞

(1) オー(大)

オーハマ(大浜) オーソラ(大空)のように、地形や位置に接頭辞オー(大)を冠した屋号がある。これらのオーは、「もつとも」

の意味を添えて、その位置を強調する。この類の屋号を持つ家には旧家が多い。長門市域にはまたオホンケ(大本家)やオーヘヤ(大部屋)などもある。オホンケは繪本家の屋号であり、オーヘヤは最初に分家した家の屋号である。これらのオー(大)は、クミなども示す接頭辞である。

(2) コ(小)

コバヤ(小部屋)の一例が長門市にあって、この家は、分家から出た分家である。

(3) オ(御)

山口県の日本海島嶼では、ほとんどの女性名屋号が、オギンやオスマヤのように、接頭辞オ(御)を持つ。人名としても、オを冠して呼ぶのがつねであつたのであろう。

集落内の家々を呼ぶのに、人々は、すでにあるなんらかの名や語を借りるという、簡便な命名法によつた。とともに、複合法や接辞法によつて、多くの屋号を創っている。民間造語法的一端がここに見られる。

① 杉村孝夫「屋号の命名法の型と用法」(『日本語と文化・社会』

3、三省堂、一九七七)に、東京都新島本村大字若郷と、新潟県両津市片野尾・河崎との人名屋号を見ることが出来る。また同氏の「喜岐の屋号・門名」(前出)にも、人名屋号が見えている。

② 新潟大学方言研究会「方言の研究」3の2(一九七一)、7(一九七六)、9(一九八一)に、県内諸地の人名屋号が報告されて

いる。

③大橋勝男「新潟県の方言についての記述的研究（「ことばとくらし」2、一九七三）に、新潟県糸魚川市西川原の人名屋号が報告されている。

④柄沢衛「人名型屋号」〜（左・右）衛門」の方言——新潟県の場合」〔言語生活315、一九七七〕

⑤真田ふみ「越中五箇山方言語彙」（一九七八）

⑥山口幸洋「あだ名で呼びあう町」〔言語生活〕85、一九五八）、また同氏の「家のヒコ名」〔あるいは昔かたり〕新居町教育委員会、一九八〇）に、静岡県浜名郡新居町の人名屋号がある。

⑦十河直樹「ある個人の用いる屋号について」（日本方言研究会第25回研究発表会発表原稿集、一九七七）に、長崎県対馬、豆酸の人名屋号が見えている。

(2) 琉球大学琉球方言研究クラブ「伊計島方言の音韻と語彙」
一九八〇

三、屋号語の音声相

屋号語の音声相が、それぞれの地域の音声特徴をよく見せていることは、言うまでもない。たとえば、ウエツタ（上田）やカッツクリ（仮造り）へ群馬県利根郡水上√に見られる促音化は、いかにも関東風である。山口県西辺や九州では、テラシシタ（寺の下）やニシシカワ（西の川）ウエンダン（上の谷）のような、撥音化のものを聞くことが多い。

音声面に異色を見せているのは、「〜左衛門」「〜右衛門」屋号

屋号語彙研究ノート

であるが、これにもつぎのように地域差が見られる。

秋田県・山形県の日本海がわでは、〜左衛門は〜ゼ（ジエン）、〜右衛門は〜エンと縮約されて、カンゼン（勘左衛門の家）、ニエン（仁右衛門の家）のように言う。酒田市近郊では、まれに、ニエム（仁右衛門）やゼンニム（善右衛門）も聞く。

伊豆七島の新島本村大字若郷では、ゴンデン（権左衛門）、リエン（利右衛門）、サキン（作右衛門）と、東北式に近い。

新潟県内の、〜左衛門・〜右衛門屋号については、先掲のように、柄沢衛氏のご論考がある。説かれるところを要約すると、古く全域に分布していたのはMu型で、トーザイム（藤左衛門）、ゴヨム（五右衛門）などと言う。その後、中央部では、カゼン（嘉左衛門）、ハンネン（半右衛門）のように、Mu型がN型に変化した。一方、中・下越の一部では、Mu型がMI型に変化して、イゼーミ（伊左衛門）・セーミ（清右衛門）などと言う。

富山県の五箇山地方では、ゼンザイモ（善左衛門）、ロクヨモ（六右衛門）、ゼンニヨモ（善右衛門）と、〜モ型である。

山口県の日本海島嶼では、〜左衛門屋号は、ゴンダヤ（権左衛門屋）のように、〜ダ型である。一方、〜右衛門屋号のばあいは、ヤソエ（八十右衛門）のような省略型と、リョーム（良右衛門）・マサメヤ（政右衛門屋）のような縮約型との二型がある。

人名の〜左衛門、〜右衛門は、どの土地においても、このような呼びかたはなされなかつたのではあるまいか。屋号語の特殊音声相と言えよう。

四、屋号語彙の映す村落文化

まず集落内の家々が名づけられた経緯を見る。つきに、屋号語彙が、人々の家認識や社会生活事情をどのように映すかを見、今日の屋号の存立状況、屋号と姓との関係にもふれる。

I 屋号の命名者たち

屋号の多くは、ある日、誰言うとなく言いはじめたものが、やがて家の固有名詞として定着したものである。その命名は、たとえば戸主の名を言い、あるいは居住場所を言うなど、誰にも容易に納得でき、口にしやすいものであった。

ところで、多くの屋号の中には、その成立事情のいささか異なるものもあるらしい。たとえば、トナリ(隣)、マエ(前)といった屋号の中には、はじめ、ある家で隣家や前の家をそう呼んでいたのが、やがて集落内の通称となり、屋号として伝承されるにいたったものもある。ホンケ(本家)・ヘヤ(部屋)の類の中には、親戚間の通称に集落内の人々が従ったものも多いのではあるまいか。

ともあれ、屋号は当該の家に対する外からの命名であり、集落内の多数者に是認されてはじめて家の名となる。同じく、家々の固有名詞であっても、姓が自家の命名のもの——たとえ寺の住職や村のおもだった人物に依頼したにせよ——であるのとは、その成立の事情が異なっている。

もっとも、ある地域には、自家がわの命名によった屋号もある。たとえば、島根県隠岐郡五箇村では、一家創立を祝う宴席で屋号が披露され、あるいはこの席で親戚内のおもだった者に命名が依頼さ

れる。この慣習は現在も残っている。また早川孝太郎「家名のこと」(前出)によれば、一九三一年ごろには、愛知県北設楽郡にも、同様の慣習があった。ただし、この両地にも、共同命名のものと思える屋号も多い。どの地においても、共同命名によるものが本来のものであって、その一展開として、名のり屋号も生まれたのである。

II 屋号語彙に見られる家認識

屋号の命名にあたっては、戸主、居住場所、家系、家格、家業が注目されている。それは村落社会人の家認識の表出でもある。

屋号の中には、イケラ(瓦ぶきの家)△萩市相島▽やオチャヤ(旧藩主の休憩所であった建物)△長門市▽のように、建物そのものに注目したものもある。シンヤ(新屋)・アタラシヤ(新し屋)・ニーナヤなどは、おおむね分家の屋号であるが、家屋の新しいところが、人々の命名心を刺戟したと思える。家屋を言う屋号のばあいは、居住者は変っても屋号は旧のままである例が、山口県にある。村落社会人は、建物とそこにくらしを営む家族とを総合して、家々と認識しているのである。

一方、初代の人物名や本家の名を屋号の上に残し、移住者については出身地を言うところには、源流重視の精神がうかがわれる。

さてこのように命名された屋号は、代々変らないのが原則であるが、ときに改変されることもある。たとえば、何代めかの戸主がきわめて個性的な人物であったり、あるいは、おおいに家を興すなどのことがあった時、初代の名にかわって、その人物の名が屋号となることがある。これも、じつは家の歴史尊重の一つのあらわれと見

ることができよう。

屋号が人々の家認識を見せるものであることを思う時、私は女性名を言う屋号の存在に注目する。純農村である、秋田県河辺郡雄和町女米木では、女性名屋号は、養子を迎えて分家した女性の家の名であったが、山口県の日本海島嶼のばあいは、それに限らない。屋号の上に名を残した女性の中には、早く夫に先立たれて、一家を支えた女性もいるであろう。が、のちに家をついだ男性の名にかえる可能性があったにもかかわらず、依然として女性名屋号であるのは面白い。女性名屋号のあることをもって、ただちに庶民社会の中の女性の地位を言うことはできないが、人々の家認識について考えさせるものがある。ちなみに、下関市内のある会社名は、その会社が今日をなすのに内助の功のあった夫人の名を姓と組合せたものであるという。

Ⅲ 屋号語彙の映す社会事情

一 集落の屋号語彙がきわめて単純なばあい、集落を形成する家々の関係も比較的単純なものはあるまいか。一方、複雑な構造の屋号語彙を持つ集落は、戸数も多く、さまざまな歴史を持つ家々から成っている。

また、屋号語彙の構造に単純と複雑との差違は見られなくとも、その命名視点の相違に、集落社会の差異の見えることもある。

山口県厚狭郡榑木町榑木は、旧宿場町と周辺の農家集落（在方）とから成っているが、町筋の屋号と在方の屋号とは、命名視点がかなり異なっている。すなわち、町筋の屋号は、イセヤ（伊勢屋）・オーツヤ（大津屋）などの出身地屋号と、クシヤ（櫛屋）・アブラヤ

（油屋）などの生業屋号、ヒョーハン（表具屋半七）、オケカメ桶屋（亀五郎）のように、屋号と名とを合わせたもの、および、カメヤ（亀屋）、ミツボシヤ（三星屋）などの商店屋号である。一方、在方の小野の屋号は、オカタ（岡田）・ソラ（空）といった、場所にかかわるもの16屋号、ホンケ（本家）・ヘヤなどの家関係のもの13屋号、および、カジヤ（鍛冶屋）とダイクヤ（大工屋）である。同一大字内において、両集落の屋号は、このように社会生活差を見せている。

二 集落の社会生活の差異は、屋号語彙の各級の語彙量や、一々の屋号語の上にも見られる。たとえば下関港外に浮かぶ竹の子島と六連島の屋号語彙の語彙量は、ほぼつぎのような対比を見せる。（一九七五年の調査による。）

竹の子島	六連島	戸数		屋号数に対する比率	
		数	得られた屋号数	居住場所を言う屋号	本家・分家を言う屋号
93	50	33	44	18.2	66%
		33	13.6	42.4	6.8
		6.1	13.6		その他

農業の島である六連島には居住場所を言う屋号が多く、かつて北前船が碇をおろした竹の子島には生業を言う屋号が多い。この生業関係の屋号の中には、イズモヤ（出雲屋）・イワミヤ（石見屋）など国名を言う屋号が多いが、これは船の碇泊時にその家で世話をした船頭の生国の名であるという。両島のばあいも、社会生活差が屋

号語彙の上に見えている。

萩市見島の宇津集落の一屋号ホコクヤ(北国屋)は、かつて北前船がここに風待ちをした日々をしのばせる。屋号の中には、ときにペキンやアメリカなどがあって驚かされるが、これらは、海外へ生活の道を求めた歴史を持つ家の通称である。

人々は、期せずして、屋号語彙の上に、わが集落の歴史を刻んだ。

IV 屋号語彙の存立状況

今日、屋号が実用価値を有しているのは、同姓の多い集落である。江端義夫氏の教示によれば、新潟県北辺の山北町では、表札の姓の横に屋号も掲げているという。このような集落では、屋号使用に年層差はないのであろうか。

山口県内では、老・中年層はかなり屋号を用いている集落においても、青少年層はほとんど使用していない。屋号使用の盛衰は、同姓の多少とともに、都市化の進みかたともかわりが深いようである。

さて屋号は集落内での通用が本来の目的であるが、近隣の集落にもその名の通用することがある。これは集落間の親疎と、個々の家の近隣集落への知名度によって異なる。また、概して女性よりは男性が他集落の屋号にも通じているのは、その社会生活が広いためである。

屋号語彙の行われかたの全国状況を見ると、特定の家以外は各戸に屋号のある(あった)地域と、旧家、素封家のみ屋号のある地域とがあるようである。どのような社会事情が命名心理の相違をも

たらしたのであろうか。

V 屋号と姓との関係

屋号は集落内の共同命名によるもの、姓は自家の名のりと、私はその異質をくりかえし述べた。が、姓の中には、屋号に基づいて創作されたもの、あるいは屋号に好字をあてたと思えるものも多い。たとえば、オーツヤの姓が大津、ホコクヤの姓が北国などは前者であり、ミドリヤの姓が緑谷、アガリの姓が上利などは後者である。

『柳田国男集』第五巻には、「苗字は本来居住地の地名から出たもので」「木思石語」とあるが、地名がいったん屋号に利用され、のちに屋号から姓を造ったものも多いのではあるまいか。

個々の家と家々によって形成される集落社会とに対する認識を、屋号語彙の上に表現したのは、村落社会人の一つの言語文化である。

五、屋号語彙に見られる村落社会心理

屋号の命名と使用に認められる村落社会人の心理の第一には、先祖・本家を尊ぶ心理をあげることができる。その家の初代の人の名が屋号として未永く呼ばれていることや、複要素屋号の多くが、本家屋号と他要素との複合であることが、これを証明している。

第二には、土地と家とのつながりを重視する心理があげられる。その家がどこにあるか、どのような田畠を所有しているか、どの地からやって来て、この集落に根をおろした家であるか、また、どの地へ出ていたことのある家かなど、土地とのつながりを言う屋号

は多い。

第三には、神仏に關係する人を高く遇する心理である。ホーインサマ(法印様)、ミヤモリサマ(宮守様)、コーボーサ(弘法大師をまつる家)のように、神仏に奉仕する人の家の屋号には、尊敬の接尾辭を持つものが多い。

第四には、批評、諷刺の心理をあげたい。特殊な屋号として、あだな屋号のあることはすでに述べたが、ここに、開放的な批評・諷刺の心理が見える。あだな屋号の命名がおおらかに行われたころは、それは人々の共有する一つの楽しみでもあった。特徴に乏しくてあだながつづくにいい時は、「ヒバ アザナシエダ(それじゃあ、あだながないというあだなの家だ。)」と命名したと、秋田市新屋町船場の一男性は笑った。この話は、「徒然草」の「堀池の僧正」の話を思い出させる。

しかし親近感のこのような表現が通用しなくなった今日では、あだな屋号はもはや造語されず、また当の家の人々の面前では口にくくもなる。あざな屋号が生命力を失ったことについて、さきの男性は、「トナリモ スイラネヨーナ ジョータイ。ツケヨートモ オモワネース。ナンカ ソノー オモシロミトカ マロヤカ ネーク ナツタ ヨノナカ ナツタ モンダカラ ナ。(今日は隣も知らないような状態だ。(だから)あだな屋号をつけようとも思いません。なんだかその面白味とかまろやかさのなくなった世の中になつたもんだからね。)」と語った。

あだな屋号に見られるのは、集落内——うちわ——に開かれた心である。一般に他地からの転住者の家は屋号では呼ばない。後に屋

号で呼ぶようになっても、その出身地名を言い、土着の家と区別している。旧土族の家にも屋号はつけないが、これは敬意表現であるとともに、へだての表明でもあろう。屋号語彙に見られる社会心理の第五には、うちわと外とを区別する心があげられる。

六、屋号語彙の地域差

屋号語彙に、集落差のほかに、さらに広域の地域差を言うこともできるであらうか。

東北地方の日本海がわから新潟県北部にかけては、職業を言う屋号がわずかにあるのは、すべて戸主名を言う屋号である。新潟も中・西部には、戸主名屋号とともに居住場所を言う屋号もある。富山県礪波郡上平村のばあい(前出)は、居住場所關係の54屋号に対して、人名を言うのは40屋号である。また愛宕八郎康隆氏、吉田則夫氏の教示によれば、石川県下、福井県下には人名屋号を言う所が多い。関東域では、太平洋に浮かぶ新島の本村大字若郷の屋号が、ごくわずかの新しい屋号を除けば、すべて人名屋号である。東海地方にも、たとえば静岡県浜名郡新居町のように、人名屋号やあだな屋号を主とする所がある。

一方、西日本に入ると、近畿・四国の状況は明らかでないが、中国・九州では、居住場所關係の屋号が主である。

以上のよきな状況からは、東日本は人名屋号を主とし、西日本は居住場所屋号を主とすると言えそうである。

『柳田国男集』第20巻には、「屋敷にもまたそれぞれの名があつた。関東東北では五兵衛どん、作さんとことなど、主人の通称を其

まま使用することもあるが、古く開けた近畿や中央部には、桂本とか西垣内とかいふ風に、邸地に地名があつてそれを用ゐ、或ひは之を屋号と混同してゐる。」(地名考説)とあつて、人名屋号と場所屋号との東西差が言われている。

もつとも、近畿・中国・九州にも、人名屋号は皆無ではない。久木田恵氏の教示によれば、京都府奥丹後の伊根には、人名屋号が多いということである。瀬戸内海の岡山県真鍋島にも人名屋号が多いことは、室山敏昭氏、今石元久氏より教示を受けた。山口県の日本海がわには、中部以北の萩市・長門市の沿岸漁業集落と島々に人名屋号があつて、中部以南の豊浦郡・下関市には、沿岸にも島々にもこれがない。九州の人名屋号は、長崎県彦岐の芦辺郡諸吉にあることが、杉村孝夫氏によつて報告されている。また十河直樹氏は、長崎県対馬の南端、豆酸の人名屋号を報告された。(このほかにも、ヤマサン(山田三蔵)式の新しい人名屋号は、商業や漁業の地には、点々とある。)

このように、西日本にも人名屋号は認められるが、その分布は沿岸域、あるいは島嶼域に限られてゐるようである。また、関東地方にも、たとえば群馬県利根郡水上^{みなかみ}のように、人名屋号の見られない所もある。早川孝太郎氏の「家名のこと」(前出)には、三河の北設楽郡の屋号があがつているが、その中にも人名屋号は見えない。

このような諸状況を見てくると、人名屋号を主とするか、居住場所屋号を主とするかを、單純に東西差と断定することは困難になる。東西差に加えて、海辺域と内陸域との差もあるかと思えるが、今後調査地点をふやして、実態を正確に把握したい。

ところで、萩市相島には、多くの人名屋号とともに、若干の場所関係の屋号があつて、場所屋号の家々は、人名屋号の家々よりは、その成立が新しい。杉村孝夫氏の報告された伊豆七島の新島本村若郷の屋号語彙にも、同様の傾向が見える。人名を言う屋号は、場所を言う屋号より古いものであるらしい。

屋号語彙の新古・地域差は、おそらく家社会のありかたの新古や地域差、また家認識の新古や地域差と関連するであろう。今後、その方面からの考察を進めていきたい。

おわりに

屋号語彙は、社会生活語彙の一分野語彙である。私は、これの考察によつて、民間造語という、一つの村落文化の実態を明らかにしたい。また、屋号語彙が、村落社会を、村落社会人を、どのように映しだしているかの考察をも深めていきたい。

日本語社会の中にも、屋号語彙をよく発達させている社会と、さほどではない社会とがあるようである。その実態、その理由については、この稿ではふれることができなかった。諸外国における家の呼称との比較とあわせて、今後の課題とする。

(一九八二・九・二〇)

藤原与一先生に、懇切なご教示をいただきました。柴田武氏からは、「山陰西海諸島の家称語彙」を發表したさいに、ご教示と激励をいただきました。また本文中にお名前をあげた方々のほかに、飯豊毅一氏、白木進氏、土居重俊氏、ならびに広島方言研究所セミナーにご出席の方々から、資料・ご教示をいただきました。皆様に深く感謝申し上げます。